

議員提出議案第 2 号

福岡市議会委員会条例の一部を改正する条例案

上記の議案を次のとおり地方自治法第112条及び福岡市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和7年3月26日

福岡市議会
議長 打越基安様

提出者 福岡市議会議員

おばた 英 達	もろくま 英 文	とみなが ひろゆき
たのかしら 知 行	川 上 陽 平	津 田 信太郎
篠 原 達 也	尾 花 康 広	藤 野 哲 司
新 村 まさる	阿 部 正 剛	倉 元 達 朗
井 上 ま い	田 中 たかし	近 藤 里 美

理由

この条例案を提出したのは、福岡市事務分掌条例の一部改正に伴い、福祉都市委員会の所管に係る住宅都市局の名称を変更するとともに、議事の記録の方法に係る所要の改正を行い、あわせて、常用漢字の変更に伴う字句の整理等、規定の整備を行う必要があるによる。

福岡市議会委員会条例の一部を改正する条例

福岡市議会委員会条例（昭和33年福岡市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第4号ウ中「住宅都市局」を「住宅都市みどり局」に改める。

第6条第2項中「つど」を「都度」に、「はかつて」を「諮つて」に改める。

第7条第1項中「はかつて」を「諮つて」に改め、同項ただし書中「はかる」を「諮る」に改め、同条第3項中「常任委員の申し出」を「常任委員の申出」に、「はかつて」を「諮つて」に改め、同項ただし書中「申し出」を「申出」に、「はかる」を「諮る」に改める。

第18条の見出し中「取扱」を「取扱い」に改める。

第22条第2項中「終る」を「終わる」に改める。

第23条第1項中「押印」を「押印を」に改め、同条第2項中「速記法」を「要点筆記又は録音の方法」に、「速記する」を「記録する」に改める。

附 則

この条例は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 次号に掲げる規定以外の規定 公布の日
- (2) 第2条第2項第4号ウの改正規定 令和7年4月1日